

Japan tax alert

EY税理士法人

ドイツ連邦財務省、 移転価格に関する 新しい行政原則を公表

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、
オンライン/pdfで以下のサイトから入手
可能です。

www.ey.com/en_gl/tax-alerts

エグゼクティブサマリー

2021年7月14日、ドイツ連邦財務省は、移転価格に関する行政原則(**Administrative Principles Transfer Pricing**、以下「AP TP」)を公表しました。ドイツの行政原則は、ドイツの税務規定の第3の要素(税法と行政命令に加えて)に相当します。行政原則は、納税者や裁判所を拘束するものではありませんが、税法と行政命令の解釈や説明のための追加的なガイダンスとして機能します。そのため、納税者にとって実務的に非常に重要です。今回のAP TPの公表は、ドイツにおける移転価格の枠組みの最近の法改正(2022年1月1日以降に開始する事業年度から適用)を受けたものです。

AP TPの目的は、ドイツにおける独立企業原則の解釈を国際基準に合わせることにあります。具体的には、AP TPは、クロスボーダー取引を行う関連者間の所得配分を調査するために、2020年に公表された金融取引に関する第10章を含む、経済協力開発機構(OECD)の2017年移転価格ガイドライン(以下、OECDガイドライン)を採用しています。

AP TPは、行政上のガイダンスの主要な根拠としてOECDガイドラインを紹介していますが、ドイツ税務の観点から公平な課税を確保する為に必要と考えられるOECDガイドラインに関する追加的な解釈や明確化を行っています。最も注目すべき点は、AP TPは、グランドファーザー条項(既得権者適用除外条項)無しに、すべての未決事案に対して直ぐに有効になるということです。

全ての行政上の移転価格問題の中心的な参考資料であるAP TPが、課税を価値創造に合わせるというコンセプトの下、移転価格における経済的観点の拡大を強調していることは好ましいことであり、例えばドイツにおける独立企業原則がインバウンドとアウトバウンドの事案に一貫して適用されなければならないことを明確にしています。

しかし、AP TPは、特に関連者間の資金調達取引に関して、OECDガイドラインから意図的に逸脱している部分があります。進行中の税務調査の経験に基づき、連邦財務省は、OECD基準からの一方的な逸脱であるとの議会グループの反対により、何度も法制化されずに終わった最新の立法案の中から、大いに議論された内容を修正してAP TPに盛り込みました。

取り上げられた側面の多くが実際に一般的に適用されている中、AP TPは法的確実性を高める水準を提供していますが、AP TPは移転価格に関する論争をさらに高めることも予想されます。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

須藤 一郎

パートナー

ichiro.suto@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html>を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーソナリティとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、ey.com/ja_jp/people/ey-taxをご覧ください。

©2021 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

Japan Tax SCORE 20210729

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp